

藤沢市地域子供の家条例の一部改正について
藤沢市地域子供の家条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地域子供の家条例の一部を改正する条例
藤沢市地域子供の家条例（平成2年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市地域子どもの家条例

第1条中「子供に」を「子どもに」に、「子供の家」を「子どもの家」に改める。

第2条から第6条までの規定中「子供の家」を「子どもの家」に改める。

別表中「子供の家」を「子どもの家」に改め、同表に次のように加える。

村岡子どもの家	藤沢市弥勒寺一丁目12番15号
---------	-----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新設する村岡子どもの家の供用を開始する必要等による。